

# 上野原市 水道 簡易水道 事業経営戦略

団 体 名 : 上野原市

事 業 名 : 上野原市市営簡易水道

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 平成 40 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	昭和 31 年 6 月 15 日	計画給水人口	7,706 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	4,772 人
		有収水量密度	0.345 千 $m^3$ /ha

#### ② 施 設

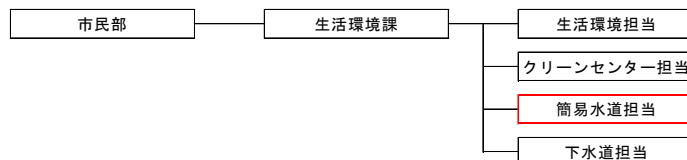
水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	13	管 路 延 長 98.7 千m
	配水池設置数	18	
施 設 能 力	3,273 $m^3$ /日	施 設 利 用 率	62.6 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え	市営簡易水道においては、仲間川地区と秋山地区で料金体系が異なりますが、原則は口径別の従量料金体制を取っています。							
	仲間川地区 料金体系表		秋山地区 料金体系表					
	給水管の口径	基本料金 水量 値段	超過料金 水量 値段	給水管の口径	基本料金 水量 値段	超過料金 水量 値段		
20	10mまで	1,050円	11 $m^3$ ~50 $m^3$	120円	φ13~φ40 20 $m^3$ まで	1,200円	1 $m^3$ につき	60円
25		1,800円	51 $m^3$ ~100 $m^3$	135円				
30		2,500円	101 $m^3$ ~	160円				
40		4,050円						
50		7,000円						
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 9 年 4 月 1 日							

#### ④ 組 織

上野原市簡易水道事業は、上野原市役所市民部生活環境課簡易水道担当に属する3名の職員で管理運営を行っています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ①料金改定の継続的な検討と実施  
上野原市簡易水道事業では、健全な運営を行うため定期的に料金改定の必要性について検討し、平成31年度、33年度、35年度には秋山地区簡易水道の料金改定を予定しています。今後も定期的に料金改定の必要性について検討すると共に、必要に応じて料金改定の実施を行っていきます。
- ②水道ビジョンの策定  
上野原市の水道事業では、次世代の水道使用者に水道事業を継承できるように、国の施策に従って、現状における課題と将来見通しの分析・評価を行ったうえで、上野原市水道事業の今後の道筋を示した「上野原市地域水道ビジョン」を平成22年3月に策定しました。「上野原市地域水道ビジョン」では、現状評価と将来分析より上野原市の水道事業が持つ課題を精査し、課題を解決するための施策について示しております。
- ③硬質塩化ビニル管による管路更新  
近年、管の更新時に採用される管は、より耐震性が高く強靱なダクタイル鋳鉄管が全国的に採用される傾向にあります。しかしダクタイル鋳鉄管は高性能ではあるものの、他の管種と比較するとコストが高い傾向にあります。そのため、上野原市では管路の更新時には、より安価でコストを抑えることが出来る硬質塩化ビニル管を積極的に採用し、工事費用の圧縮に努めています。

\*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

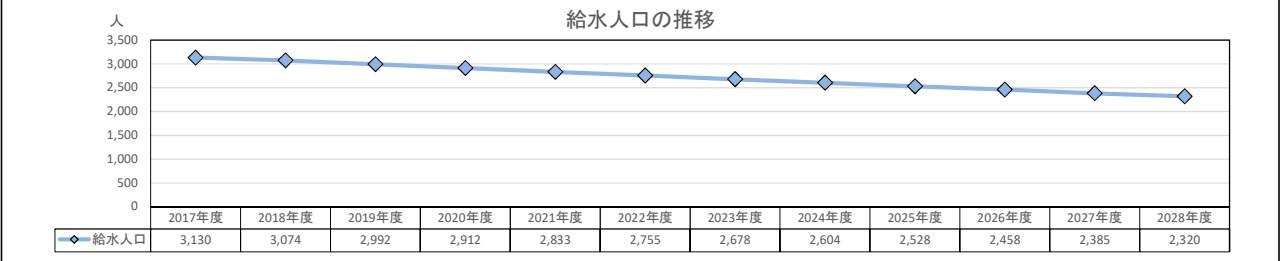
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

詳細については添付する経営比較分析表をご参照ください。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

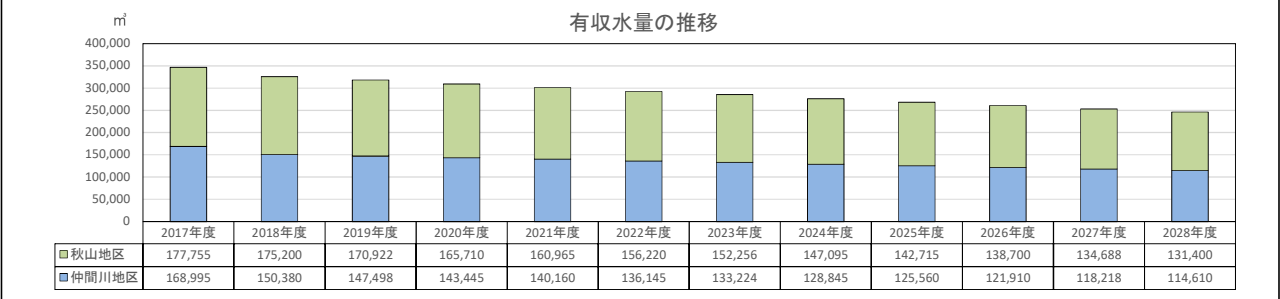
給水人口については、行政区域内人口と同程度の傾向で推移すると仮定し人口ビジョンと同等の変化で推移する推計と、5つある市営簡易水道と小規模水道毎に過去10年の実績より傾向を判断する「時系列傾向分析」による推計を比較した結果、給水人口については、各区域の過去10年より推計した時系列傾向分析の結果を採用しました。なお、給水人口については、行政区域内人口と同様に減少傾向となっています。



(2) 水需要の予測

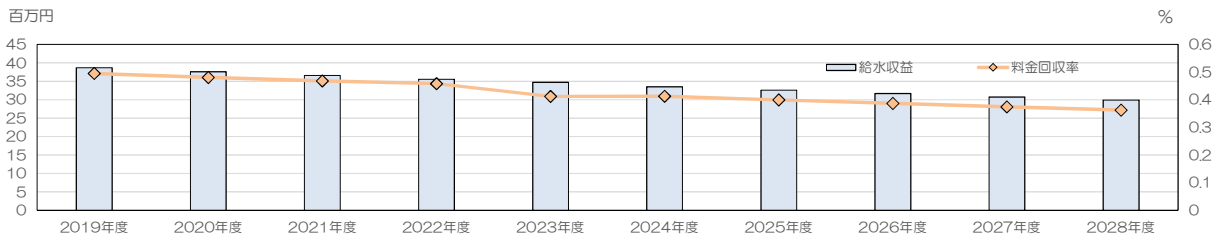
計画給水量は実績用途別有収水量を基に、生活用、業務・営業用、工場用、その他用水量に分けて人口推計の時と同様に、過去の時系列傾向分析より推計し、その有収水量の総和に対して有収率、有効率及び負荷率を設定して計画1日最大給水量を算定します。なお、上野原市においては生活用水量・その他水量のみ測定されているため、工業用水量等については、推計を行っておりません。また、有収率・有効率については、今後も大きく変化しないものとし、平成29年度の実績値より管路更新と共に微増傾向で推移するものとし、負荷率については各地区の過去10年における最低値を採用しています。

推計の結果、上野原市の簡易水道事業の水需要は人口減少と共に減少していくとの推計結果となりました。そのため主たる収入源となる給水収益の減少も発生し今後の事業運営がより厳しい状況になっていくことが予想されます。



### (3) 料金収入の見通し

水道料金収入については、水需要の減少と共に減収傾向となります。特に平成29年度実績に対して、平成40年度は約24%の減収傾向となります。今後は大規模な施設更新が控えているため、健全な経営を行っていくには計画的な料金改定が必要となります。



### (4) 施設の見通し

上野原市が保有する水道資産は、旧2町村時代から多くの施設を引き継ぎ現在に至るまで使用・維持管理・運営を行ってまいりました。しかし、旧2町村時代に設置された資産の多くは老朽化が進行しており早急に更新する必要があります。特に土木・建築構造物等の比較的耐用年数が長期にわたる資産と比べ、耐用年数が短く更新のサイクルが早い、機械電気設備や地中に埋設されているため目視の判断が難しい管路構造物については可能な限り継続的な更新が望まれます。今後は更新費用が増加する中、財源を確保するため料金改定等を実施するだけでなく、施設の老朽度等を判断しつつ下記に示す、施設の種類等により独自の更新基準を設定し、適宜施設・設備の更新を行っていく必要があります。

工種	法定耐用年数 (年)	実使用年数の設定例 (年) *
土木構造物	60	65~90
建築構造物	50	65~75
機械・電気・計装設備	10~20	18~26
水道管路	40	40~80

### (5) 組織の見通し

上野原市簡易水道は生活環境課簡易水道担当に属する3名の職員で管理運営を行っていますが、公営企業会計の適用を行う場合、組織編成の見直し等が必要となります。本経営戦略では公営企業会計への移行については、準備等があり具体的な移行時期は未定としていますが、地方公営企業を所管する厚生労働省より平成35年度までに3万人未満の簡易水道は地方公営企業法を適用するべきとのロードマップが公表されていることから、地方公営企業法適用に向けて人員は増員する計画とします。

## 3. 経営の基本方針

上野原市は平成18年度に上水道を東部地域広域水道企業団に移管してから、市営簡易水道のみ管理を行い、費用の削減や維持管理の効率化等健全な運営のために自助努力を行ってまいりました。しかし、近年では人口の減少や施設の老朽化等により、簡易水道の運営が厳しい状況となっています。このため、更に経営の効率化を図るためには、地方公営企業法の適用、業務の標準化・マニュアル化、サービス水準の検討等を実施し、今後も維持管理の効率化を進める必要があります。

また、経営基盤の強化を図るため、適切な資金計画や財政計画を策定したうえで、料金水準の適正化について検討する必要があります。以上の背景を踏まえて、上野原市簡易水道事業経営戦略の基本方針は以下の通りとします。

#### ① 収支ギャップの解消

上野原市簡易水道事業は水道料金の「原価割れ」を起こしています。そのため事業の健全経営を図るには、定期的に料金改定を検討・実施し、料金回収率の改善・収支ギャップの解消を目指します。

#### ② 一般会計繰入金金の抑制

一般会計からの基準外繰入金は常に使用できるものではなく不安定な財源となります。健全な事業を運営するには自助努力によって収益を安定させる必要があります。

本経営戦略では、総務省が毎年度各県及び市町村へ通達する一般会計からの繰入基準に準拠した上で一般会計繰入金を見込みつつ、可能な限り収益に占める基準外繰入金金の割合を減らしていくことを目指します。

#### ③ 地方公営企業法の適用検討

簡易水道事業の地方公営企業法適用について、平成35年度までを目標として上野原市営簡易水道の法適用を目指します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>今後の施設、管路の老朽化に伴う更新需要の増加を見据えつつ、建設事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行います。当面は漏水防止のため、計画的な管路更新を行っていきませんが、施設については、今後アセットマネジメントを導入し、更新費用の平準化を図りながら中長期の更新見通しを作成します。</p>
-----	--

上野原市の簡易水道は近年では大規模な更新工事は実施しておらず、また財政的にも上記の検討で試算された管路工事費は、現状の財政状況ではたとえ更新工事費の財源をすべて企業債の借入で対応したとしても莫大な負担になります。また過度に企業債を借り入れて更新工事を行う場合、後の世代に大幅な料金改定等を実施することになり、世代間の公平性を保つことが難しくなることが予想されます。

そのため、本経営戦略では毎年度の管路更新は近年の工事費とほぼ同額程度である10,000,000円/年を上限として、市営簡易水道の施設更新を行っていきます。なお管路の更新については、老朽管や基幹管路の布設替えを最優先事項として行ない、管種には旧来の硬質塩化ビニル管ではなく、高い耐震性能を有する配水用ポリエチレン管を積極的に採用し、管路更新と合わせて老朽管や基幹管路の耐震化を図っていきます。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>秋山地区では平成31年度、33年度、35年度の3回、仲間川地区についても計画期間内に料金改定を行い財源の確保に努めますが、今後は水需要の減少が予測されるため、給水収益以外の財源として、建設改良費の内90%を「企業債」とします。</p>
-----	--

上述の通り本経営戦略では、平成31年度から平成32年度で2千万円、平成33年度以降は毎年度1千万円を上限として建設改良費を見込んでいますが、更新工事の財源は下記の通りと考えています。

- ・企業債：平成31年度～平成32年度は建設改良費×50%、平成33年度以降は建設改良費の90%
- ・一般会計繰入金：平成31年度～平成32年度は建設改良費の50%、平成33年度以降は建設改良費の10%

以上の財源で更新工事を行う予定としています。なお、その他維持管理費の財源には現状と同じように給水収益が主となる財源と考えていますが、水需要が減少し、施設の老朽化による維持管理の増加等を踏まえて、秋山地区で3回（平成31年度、平成33年度、平成35年度）、仲間川地区でも料金改定を予定しております。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費や経費については原則過去3年の実績平均もしくは予算値が今後も継続するものと仮定しています。下記に各項目の考え方を示します

職員給与費：平成34年度までは現状と同様の推移としていますが、平成35年度以降は法適用による1名分の人員増を見込んでいます。

動力費：過去3年実績値の平均が今後10年間は継続すると仮定しています。

修繕費：過去3年実績値の平均が今後10年間は継続すると仮定しています。

薬品費：過去3年実績値の平均が今後10年間は継続すると仮定しています。

委託料：過去3年実績値の平均が今後10年間は継続すると仮定しています。

その他：過去3年実績値の平均が今後10年間は継続すると仮定しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	検針業務等を民間に委託することにより、維持管理の効率化を図っています。本経営戦略においては、計画期間の10年間は、民間活用の枠について拡充を図ることはせず、現状と同じ体制で運営する方針とします。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設の更新にあたっては、設備が過剰にならないよう整備・計画していきます。ただし、配水管等の一部の設備については、現状からのダウンサイジングが難しい場合が想定されるため、更新時には適宜ダウンサイジングが可能か検討し、可能と判断される場合のみ実施していくものとします。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	計画的な更新を行うには、投資の平準化についても検討しなければなりません。特に市が保有する簡易水道施設についてはその多くが老朽化し、早急に更新する必要があるため、すべてを短期間で更新した場合、莫大な更新費用が発生します。そのため、本経営戦略では単年度当たりの負担を軽減するため、事業計画の平準化を図り、水道施設の更新を効率的に実施していきます。
広域化	市営簡易水道の一部については、東部地域広域水道企業団への統合を視野に入れつつ、検討を行っていきます。
その他の取組	漏水検査や各種施設の保守点検を今後も定期的に行っていく、簡易水道事業の維持管理性を向上させていきます。

② 財源について検討状況等

料 金	更新事業費の財源確保及び将来的な東部地域広域水道企業団への統合を目標としているため、計画期間内において料金改定を実施し、東部地域広域水道企業団と同程度の料金水準まで引き上げる予定としています。
企 業 債	平成31年度～平成40年度の10年間で、事業計画の平準化を図っています。平成31年度～32年度は建設改良費の50%、平成33年度以降は建設改良費の90%程度の企業債(30年償還、5年据置、利率は0.5%)を発行する計画としています。
繰 入 金	基準内繰入金については総務省の繰出基準を元に算出しています。基準外繰入金については、実施収支が黒字となるように必要に応じて繰入金を充当しています。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	遊休資産の売却や貸付等について、検討を行い活用が可能な場合は積極的に行っていきます。
その他の取組	適切な維持管理・更新を行い施設の長寿命化や有収率の向上を目指します。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	今後は公的な歩掛等を活用し適正な工事示価格を算定します。なお本経営戦略では、今後10年の見通しが難しいことから、過去3年分の実績値の平均としています。
修 繕 費	適切な更新工事を行うことで修繕費の削減を目指します。なお本経営戦略では老朽化施設が多いため、今後10年間は、現状と大きく変化しないと仮定し、過去3年分の平均値を見込んでいます。
動 力 費	管路の更新を行い漏水等の事故を未然に防ぐ事で配水量を削減することで動力費の削減に努めます。
職 員 給 与 費	法適用を行うため、本経営戦略では増員を行う予定としていますが、民間委託の拡充や業務の効率化等を今後も継続的に検討し、職員数の削減等について検討を行っていきます。
その他の取組	簡易水道の統合や民間委託の拡充等について適宜検討を行っていきます。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の着実な履行を実行するには、経営戦略の定期的な見直しが必要となります。しかし毎年度進捗管理を行い、1年毎に見直しを図るのは職員の負担が大きくなってしまい、水道事業の健全な管理・運営に支障をきたす恐れがあります。そのため、本経営戦略の見直しは、市の総合戦略などの上位計画の改定時や料金改定を行うタイミングで実施していくものとします。

### 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

	策定期間	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
上野原市総合戦略	平成27年度～平成31年度	←→									
上野原市公共施設等総合管理計画	平成28年度～平成37年度	←→									
上野原市地域水道ビジョン	平成22年度～平成31年度	←→									
上野原市簡易水道経営戦略	平成31年度～平成40年度	←→									
地方公営企業への移行	平成35年まで			準備期間		法適用					
水道料金の改訂	随時	改定	準備期間	改定	準備期間	改定					

注) 薄い緑で塗り潰された年度が見直しのタイミング

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
		(決算)	(決算)	(決算)	(見込)												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	72,618	74,252	108,151	69,887	70,814	70,781	70,729	70,335	77,614	76,194	76,432	76,648	76,862	77,074		
	(1) 営 業 収 益 (B)	43,386	44,162	45,114	43,812	44,605	43,471	58,490	56,959	60,099	58,284	56,824	55,366	53,901	52,592		
	ア 料 金 収 入	37,638	38,264	39,386	38,172	38,813	37,680	52,699	51,167	54,308	52,492	51,032	49,575	48,110	46,801		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																
	ウ そ の 他	5,748	5,898	5,728	5,640	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791	5,791		
	(2) 営 業 外 収 益	29,232	30,090	63,037	26,075	26,209	27,310	12,239	13,377	17,515	17,910	19,608	21,282	22,961	24,482		
	ア 他 会 計 繰 入 金	29,180	30,056	63,020	17,350	26,175	27,275	12,204	13,342	17,480	17,876	19,574	21,247	22,926	24,448		
	イ そ の 他	52	34	17	8,725	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34		
	2 総 費 用 (D)	66,552	72,467	104,991	84,880	72,985	72,854	72,701	72,543	80,441	80,389	80,422	80,453	80,482	80,509		
	(1) 営 業 費 用	64,713	70,820	103,539	83,615	71,908	71,908	71,908	71,908	79,928	79,928	79,928	79,928	79,928	79,928		
	ア 職 員 給 与 費	23,569	23,903	24,709	22,972	24,060	24,060	24,060	24,060	32,080	32,080	32,080	32,080	32,080	32,080		
	うち 退 職 手 当																
	イ そ の 他	41,144	46,917	78,830	60,643	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848	47,848		
	動力費	7,116	6,276	6,728	7,956	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707	6,707		
	光熱水費	132	116	127	132	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125		
	通信運搬費	315	253	263	329	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277		
	修繕費	4,328	8,586	17,108	14,027	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007		
材料費	666	207	314	308	396	396	396	396	396	396	396	396	396	396			
薬品費	1,692	1,582	1,458	1,857	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577			
委託料	17,101	19,093	18,310	21,674	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168			
負担金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
受水費	0	0	23,347	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他	9,791	10,801	11,172	14,459	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588	10,588			
(2) 営 業 外 費 用	1,839	1,647	1,452	1,265	1,077	946	792	635	512	461	494	525	554	581			
ア 支 払 利 息	1,839	1,647	1,452	1,265	1,077	946	792	635	512	461	494	525	554	581			
うち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,066	1,785	3,160	△ 14,993	△ 2,171	△ 2,074	△ 1,972	△ 2,207	△ 2,827	△ 4,195	△ 3,990	△ 3,805	△ 3,620	△ 3,435			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	13,199	16,502	12,189	44,040	27,326	27,424	17,526	17,290	16,670	15,302	15,507	15,692	15,877	16,062		
	(1) 地 方 債	0	0	0	2,900	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000		
	うち 資 本 費 平 準 化 債																
	(2) 他 会 計 補 助 金	8,820	11,944	6,880	34,535	12,577	12,675	3,777	3,541	2,921	1,553	1,758	1,943	2,128	2,313		
	(3) 他 会 計 借 入 金																
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				1,605												
	(6) 工 事 負 担 金																
	(7) そ の 他	4,379	4,558	5,309	5,000	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749	4,749		
	2 資 本 的 支 出 (G)	16,711	15,800	16,596	30,164	25,155	25,350	15,554	15,082	13,843	11,106	11,516	11,886	12,257	12,627		
(1) 建 設 改 良 費	12,179	11,077	12,077	25,197	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			
うち 職 員 給 与 費																	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,532	4,723	4,519	4,967	5,155	5,350	5,554	5,082	3,843	1,106	1,516	1,886	2,257	2,627			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,512	702	△ 4,407	13,876	2,171	2,074	1,972	2,207	2,827	4,195	3,990	3,805	3,620	3,435			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,554	2,486	△ 1,247	△ 1,117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
積 立 金 (K)	2,703	2,554	0	1													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	2,685	2,536	2,468	1,221	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103			
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,536	2,468	1,221	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103			

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (見込)	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
翌年度へ繰り越すべき財源(O)															
実 質 収 支	黒 字 (P)	2,536	2,468	1,221	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
	(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )															
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		102	96	99	78	91	91	90	91	92	93	93	93	93	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)															
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		43,386	44,162	45,114	43,812	44,605	43,471	58,490	56,959	60,099	58,284	56,824	55,366	53,901	52,592
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)															
健全化法施行令第16条により算定 した資金不足額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定 した事業の規模 (V)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)															
他会計借入金残高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)		54,455	49,732	45,212	43,146	47,991	52,641	56,087	60,005	65,162	73,055	80,539	87,653	94,396	100,769

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (見込)	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的収支分		29,180	30,056	63,020	17,350	26,175	27,275	12,204	13,342	17,480	17,876	19,574	21,247	22,926	24,448
	うち基準内繰入金	933	837	739	133	539	473	396	317	256	230	247	262	277	290
	うち基準外繰入金	28,247	29,219	62,281	17,217	25,636	26,802	11,808	13,025	17,224	17,645	19,327	20,985	22,649	24,157
資本的収支分		8,820	11,944	6,880	34,535	12,577	12,675	3,777	3,541	2,921	1,553	1,758	1,943	2,128	2,313
	うち基準内繰入金	2,265	2,361	2,259	4,540	2,577	2,675	2,777	2,541	1,921	553	758	943	1,128	1,313
	うち基準外繰入金	6,555	9,583	4,621	29,995	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計		38,000	42,000	69,900	51,885	38,752	39,950	15,981	16,884	20,402	19,429	21,332	23,191	25,055	26,761



# 経営比較分析表（平成29年度決算）

山梨県 上野原市

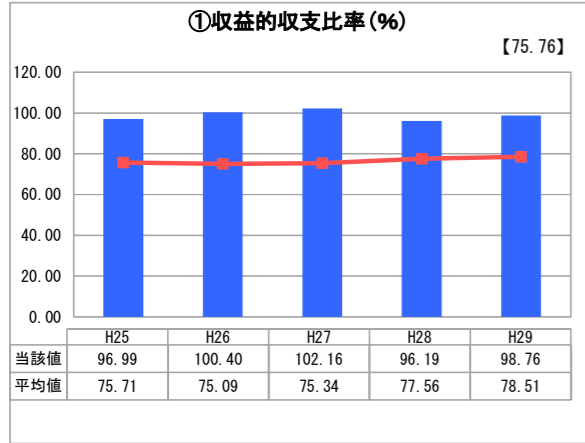
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	20.26	2,430	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,707	170.57	138.99
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,772	14.70	324.63

**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成28年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



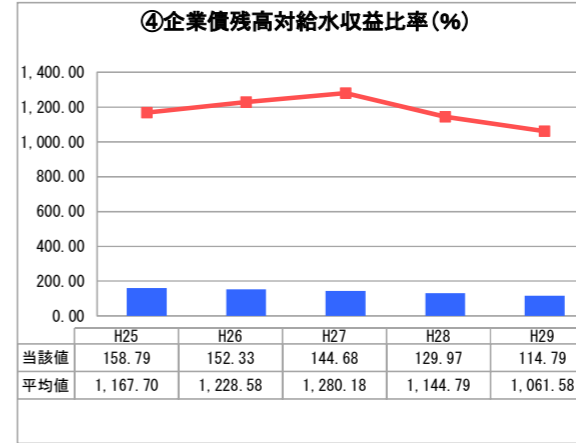
「単年度の収支」



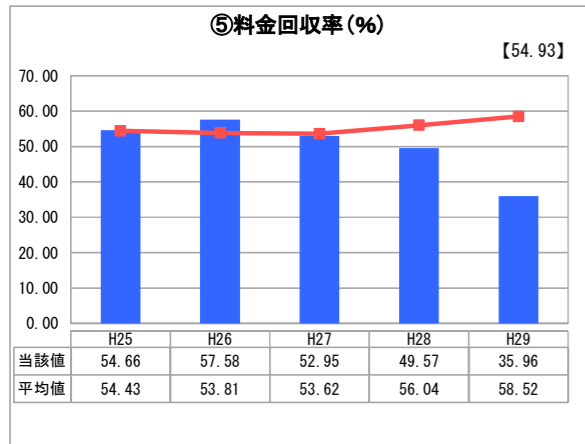
「累積欠損」



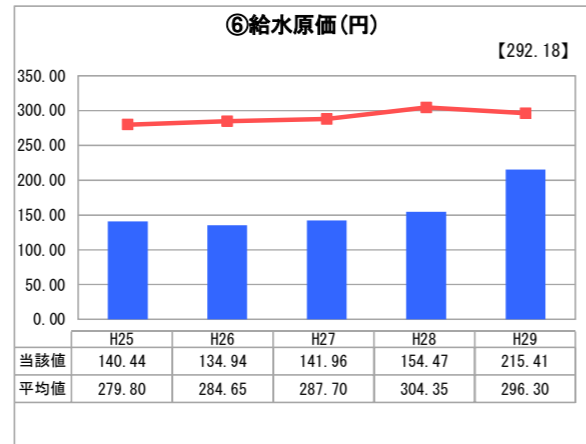
「支払能力」



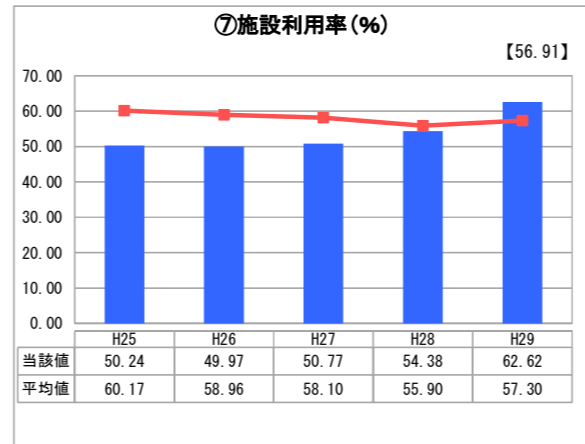
「債務残高」



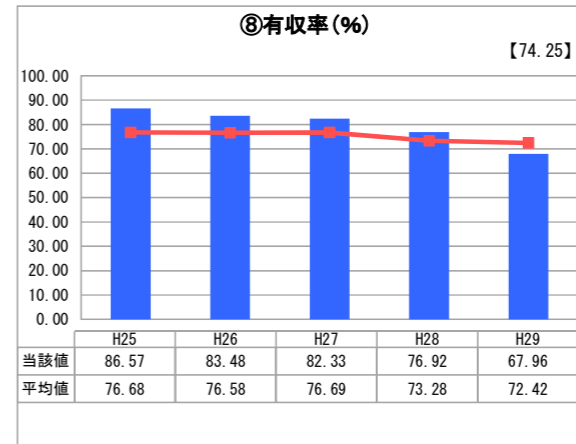
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

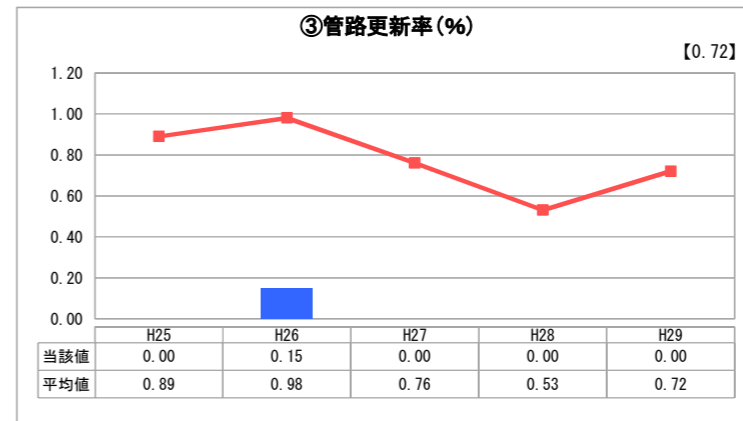
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全化については、平成30年度に秋山簡易水道事業の料金改定を審議し、平成31年度から平成35年度までの5年間で段階的に料金改定を実施することとなり、来年度以降に改善が図れる。また、仲間川簡易水道事業についても、平成31年度から料金改定に向けての検討及び審議を進める予定となっているので、今後、経営基盤の強化を図っていく。

### 2. 老朽化の状況について

アセットマネジメントや長期的な修繕計画がないため、老朽化した施設や管路の定期的な更新ができていない。  
しかし、浄水場施設の機械・電気設備の保守管理は実施しているため、延命は図れているが、建設から30年近く経過している施設もあり、修理部品もなくなりつつあり大変厳しい状況になっている。  
主に漏水の修繕の対応を実施するに留まっている状況である。  
財源も厳しい状況であり、長期的な修繕計画を作成しても、実施できるかわからない。

### 全体総括

一般会計からの繰入金を頼りに経営している状況であることから、経営基盤を早急に整える必要がある。  
料金改定に向けても秋山簡易水道事業は見直しを図り、来年度は、仲間川簡易水道事業の料金改定を進めていき経営基盤の強化を図りたい。  
今年度、総合戦略の策定を実施したので、今後の経営の健全性や事業計画を見直していく。  
秋山簡易水道事業については、山梨県が実施している中山間地域総合整備事業の中で、平成31、32年度に水道本管の布設替えを一部実施する。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。